

「東京インプラントセンター」商標権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 21(ワ)2942・平成 21 年 7 月 17 日（民 40 部）判決 棄却

【キーワード】

商標の類否判断，自他役務識別力，商標の要部

【事 実】

1 本件は，歯科医師である被告 B がインプラント治療を含む歯科医業を行うについて，その運営する歯科医院の看板，インターネット上のウェブ広告に別紙 1 被告標章目録記載の標章（以下「別紙 1 標章」という。）を使用することが原告 A の商標権を侵害するものであるとして，原告が，被告に対し，商標法 36 条 1 項，2 項に基づき，同標章を使用することの差止め並びに同標章を付した看板の廃棄及びウェブ広告の削除を求めるとともに，不法行為（商標権侵害）による損害賠償請求として，3600 万円及びこれに対する平成 21 年 2 月 18 日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（証拠を掲記した事実を除き，当事者間に争いが無い。）

(1) 原告（歯科医師）は，次の商標（以下「本件商標」といい，その商標権を「本件商標権」という。）の商標権者である。

登録番号	第 4 6 3 8 8 9 3 号
出願年月日	平成 1 4 年 3 月 1 2 日
登録年月日	平成 1 5 年 1 月 2 4 日
商品及び役務の区分	第 4 4 類
指定役務	インプラント治療を含む歯科医業
登録商標	別紙 2 商標目録記載のとおり

(2) 被告は，肩書住所において「乙歯科医院」の名称で歯科医院（医療法人「翠聖会」の系列歯科医院）を運営する歯科医師であり，別紙 3 のとおり，同医院において「翠聖会東京インプラントセンター」という表記を含む看板を使用し，別紙 4 のとおり，同医院の開設するウェブサイト上に「医療法人翠聖会の東京インプラントセンター」という表記を含むウェブ広告を掲載している（甲 3 の 1 の 1，2，甲 3 の 2）。

3 争点

(1) 被告の使用する標章の特定及び本件商標との類否

(2) 本件商標権の効力は「東京インプラントセンター」との標章の使用に及ぶか

(3) 損害

【判 断】

1 争点(1) (被告の使用する標章の特定及び本件商標との類否) について

(1) 本件商標について

ア 本件商標は、別紙2のとおり、アルファベットの「T i C」を図案化したデザイン(本件図形部分)と、これの下にゴシック体で横書きして成る「東京インプラントセンター」の文字部分(本件文字部分)が結合した商標である。

イ 本件図形部分は、本件商標全体の上部3分の2以上を占め、「東京インプラントセンター」の英語表記(Tokyo Implant Center)から各頭文字を抽出し、「T i C」を大きく図案化した文字で表して成り、中央の「i」の字は、インプラント治療において人工歯根として使用されるネジをイメージする装飾が施され、「T i C」の図形全体が青色に彩色されている。

ウ 本件文字部分は、本件図形部分の下の本件商標の下部3分の1以下の部分に、「東京インプラントセンター」の文字を黒色のゴシック体で横書きして成り、これは、「東京」、「インプラント」、「センター」の語を組み合わせたものである。

本件文字部分のうち、「インプラント」(implant)は、「(移植の意)人工の歯を埋め込むこと。また、その歯。」(広辞苑第6版)を意味し、歯科医療の分野においては、人工歯根や人工歯冠を利用した治療(欠損した歯を補うため、人工歯根を口腔内の骨に埋入し、人工歯冠を装着する治療。インプラント治療。)を意味する普通名称として使用されていることは公知である。

また、「センター」(center)は、「中央。中心。... その分野の中心となる機関・施設。」(広辞苑第6版)を意味する名詞であるが、「インプラント」と結合した「インプラントセンター」という名称は、我が国において、「インプラント治療を行う歯科医院、歯科診療所」の意味で広く慣用されている(乙3, 4, 5の1~5)。

さらに、本件文字部分のうち、「東京」は、役務(インプラント治療を含む歯科医業)を提供する場所を意味するものとして使用されているものであり、同様の使用例は、「大阪インプラントセンター」、「横浜インプラントセンター」、「東京銀座インプラントセンター」、「日本インプラントセンター」、「日本橋インプラントセンター」、「埼玉インプラントセンター」、「湘南インプラントセンター」等、多数存在するほか、原告と被告以外にも、本件文字部分と全く同一の使用例(東京インプラントセンター)の存

在することが認められる(乙3, 4)。

(2) 被告の使用する標章について

前記第2の2(前提となる事実)(2)のとおり, 被告は, 「翠聖会東京インプラントセンター」という文字を含む看板を使用し(別紙3), 被告の開設するウェブサイト上に「医療法人翠聖会の東京インプラントセンター」という文字を含むウェブ広告を掲載している(別紙4)が, それ以外に「東京インプラントセンター」の文字から成る標章を単独で使用していることを認めるに足りる証拠はない。

したがって, 被告が使用している標章は, 「翠聖会東京インプラントセンター」(その構成は別紙3のとおり。以下「被告使用標章1」という。)及び「医療法人翠聖会の東京インプラントセンター」(その構成は別紙4のとおり。以下「被告使用標章2」といい, これら被告の使用している標章を併せて「被告使用標章」という。)である。

(3) 本件商標と被告使用標章の類否について

ア 商標の類否は, 同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が, その外観, 観念, 称呼等によって取引者, 需要者に与える印象, 記憶, 連想等を総合して, その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり, 複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて, 商標の構成部分の一部を抽出し, この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは, その部分が取引者, 需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や, それ以外の部分から出所識別標識としての称呼, 観念が生じないと認められる場合などを除き, 許されないというべきである。

イ これを本件についてみると, 本件商標の構成中には, 「東京インプラントセンター」という文字部分が含まれているが, 本件商標は, アルファベットの「T i C」を図案化したデザインからなる本件図形部分と, これの下に「東京インプラントセンター」の文字をゴシック体で横書きしてなる本件文字部分から成るものであり, 本件文字部分は, 本件商標の下部3分の1以下の部分を占めるにすぎず, 本件図形部分が, 全体の3分の2以上を占め, しかも大きく図案化した文字で青色に彩色されていることと対比すると, 本件文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできない。

また, 上記(1)に認定したとおり, 本件文字部分のうち, 「インプラントセンター」という名称は, 我が国において, 「インプラント治療を行う歯科医院, 歯科診療所」の意味で広く慣用され, 冒頭の「東京」は, 役務

(インプラント治療を含む歯科医業)を提供する場所を意味するもので、同様の使用例は、「大阪インプラントセンター」、「横浜インプラントセンター」、「東京銀座インプラントセンター」、「日本インプラントセンター」、「日本橋インプラントセンター」、「埼玉インプラントセンター」、「湘南インプラントセンター」等、多数存在するのであるから、本件文字部分は、役務の提供の場所及び内容を表示するものとして認識されるものであって、自他役務識別力がない部分というべきである。

この点、原告は、歯科医院の研究機関的な側面を重視して「東京インプラントセンター」という標章を使用しており、そのことは歯科医師の間では広く知られていて、本件文字部分には一定の自他役務識別力がある旨主張し、原告が自己の経営する歯科医院のウェブサイトや歯学研究者名鑑、出身大学同窓会内の学術研修会の案内資料等において「東京インプラントセンター」を自称していることが認められる(甲6の1, 2, 甲7, 8)。しかしながら、上記のとおり、「インプラントセンター」に「東京」を含む地名を冠した標章の使用例が多数存在していることを考慮すれば、「東京インプラントセンター」という標章が取引者、需要者に原告の提供する役務のみを識別する標識として機能していたものとまでは認め難く、原告の上記主張を採用することはできない。

他方、本件図形部分は、上記(1)認定のとおり、本件商標全体の3分の2以上を占め、「東京インプラントセンター」の英語表記(Tokyo Implant Center)から各頭文字を抽出し、「TiC」を大きく図案化したもので、その一部にインプラント治療において人工歯根として使用されるネジをイメージした装飾を施したものであって、本件文字部分と比較して顕著に大きくかつ太く描出された上、青色に彩色されており、その特徴的なデザインも相まって、需要者に強い印象を与えているから、この図形部分が本件商標の要部に当たるものと認められる。

したがって、本件商標から、「東京インプラントセンター」の部分を抽出し、この部分だけを被告使用標章と比較して商標の類否を判断することは許されないというべきである。

ウ 被告使用標章1は「翠聖会東京インプラントセンター」という文字から、被告使用標章2は「翠聖会の東京インプラントセンター」という文字から、それぞれ成り、いずれも、「翠聖会」、「東京インプラントセンター」の各文字部分を有するが、このうち「東京インプラントセンター」の文字部分は上記イと同様の理由により自他役務識別力がない部分であり、「翠聖会」の文字部分が、独立した固有の団体に係る名称として認識され、役務の出所を表示する自他役務識別力のある要部となるものと認められる。

エ 以上検討したところによれば、本件商標と被告使用標章は、本件商標の自他役務識別力がない文字部分において共通性を見いだし得るにすぎず、その外観、称呼において異なるものであることは明らかであるから、両者が共に「東京のインプラント治療を行う歯科医院、歯科診療所」という観念を生じ得るとしても、全体として類似する商標であるということとはできない。

2 争点(2) (本件商標権の効力は「東京インプラントセンター」との標章の使用に及ぶか) について

原告は、被告の使用する標章は別紙1標章であると主張するが、被告が「東京インプラントセンター」の文字から成る標章を単独で使用していると認めることができないことは、上記1(2)のとおりである。

仮に、被告の使用する標章が「東京インプラントセンター」と特定し得るとしても、これを「インプラント治療を含む歯科医業」という指定役務に使用した場合、同標章は、指定役務の普通名称、提供の場所を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものであり、このような標章に対し本件商標権の効力は及ばない(商標法26条1項3号)から、その使用が本件商標権を侵害するものではないという結論を左右するものではない。

【論 説】

1 近年、歯科医師が、地名を付けて「インプラントセンター」という名称を看板として使用する傾向にあり、筆者もその代理の経験をしている。

しかし、単に地名を付けて、あたかもその地区におけるインプラントセンターの第一人者であるかのような印象を、人々に与えるために使用している者もいるところ、単に地名を付けただけでは、たとえその地区において最初に開業したとしても、それだけでは自他役務の識別力をその名称は具有していないことから、地名を付しただけの「インプラントセンター」の名称では、それを商標として独占することはできないことを説示したのが本件判決である。

2 本件登録商標にあっては、その標章態様を見て明らかとおり、かなり大きな創作性の高い図形(T i C図案化)が表示され、標章の要部を構成し、その下方に比較的小さく普通文字で「東京インプラントセンター」と付記している態様のものである。そして、指定役務は、「第44類 インプラント治療を含む歯科医業」とある。

したがって、本件商標は、前記図形に対する創作性の高さ、即ち自他役務の識別力が評価されて登録されたものと推測でき、そうであれば自他役務の識別

力が皆無な地名入り文字が付記されていたとしても、それは全く没価値的な付け足し表示としか評価されたものといえない。

3．本件の被告標章にあっては、「東京インプラントセンター」だけでなく、その頭部に「翠聖会」という漢字が付されていることから、判決はこの文字の存在が「独立した固有の団体に係る名称」と評価し、この部分を自他役務の識別力のある標章の要部と認め、全体として本件登録商標とは類似しないものと判断したが、妥当である。

しかし、本件判決のように、そこまで積極的に考えて認定し非類似と判断せずとも、被告使用の商標は、自他役務識別力を欠如した「東京インプラントセンター」の文字とともに本件登録商標の図形を欠如しているという簡単な理由をもって、非類似であると認定し、商標権の侵害はないと判断してもよかったように思われる。

4．本件は、商標権侵害事件としては、比較的わかり易い初歩的な事案といえるだろう。

〔牛木 理一〕

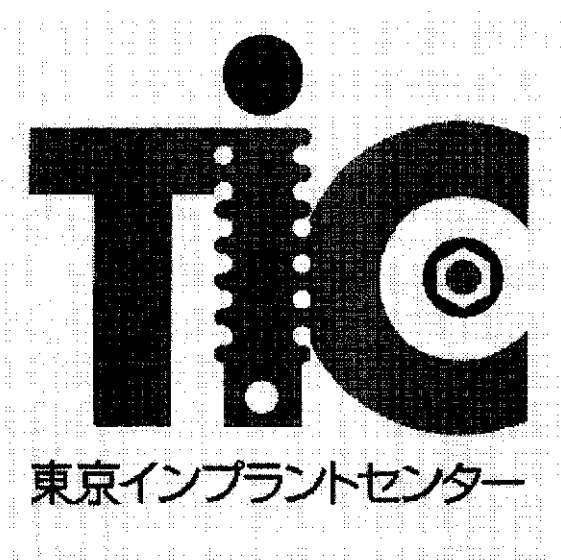
本件登録商標

【公報種別】商標公報

(111) 【登録番号】商標登録第4638893号 (T4638893)

(151) 【登録日】平成15年1月24日 (2003. 1. 24)

(540) 【登録商標】



(500) 【商品及び役務の区分の数】1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第44類 インプラント治療を含む歯科医業

【国際分類第8版】

(210) 【出願番号】商願2002-19284 (T2002-19284)

(220) 【出願日】平成14年3月12日 (2002. 3. 12)

(732) 【商標権者】

【識別番号】502088685

【氏名又は名称】小川 洋一